

日医発第487号（健II318F）
令和3年9月16日

都道府県医師会長 殿
郡市区医師会長 殿

日本医師会新型コロナウイルス感染症対策本部長
中川俊男
日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の区域変更等に伴う周知依頼について

今般、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の区域変更等がなされました。これに伴い、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から発出された事務連絡について、厚生労働省より本会に対し、周知方依頼がありました。

事務連絡の概要は下記のとおりです。つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

○新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更（令和3年9月9日付別添1別紙1）

沖縄県：5月23日～9月30日

東京都：7月12日～9月30日

埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府：8月2日～9月30日

茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県：8月20日～9月30日

北海道、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、広島県：8月27日～9月30日

○新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示（令和3年9月9日付別添1別紙2）

石川県：8月2日～9月30日

福島県、熊本県：8月8日～9月30日

香川県、鹿児島県：8月20日～9月30日

宮崎県：8月27日～9月30日

宮城県、岡山県：9月13日～9月30日

○出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について（別添2）

○基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（別添3）

詳細は内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室文書をご確認ください。

※厚生労働省文書は情報管理システムに掲載いたします。



緊急事態措置及びまん延防止等重点措置について、区域等が変更されたことを踏まえ、変更された基本的対処方針に基づく感染症対策の着実な実施と所管団体及び独立行政法人等への周知徹底をお願いするものです。

事務連絡
令和3年9月9日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等について

本日付で開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を講じるべき区域や期間を変更しました（別紙1及び別紙2参照）。また、これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました（別紙3及び別紙4参照）。

各府省庁におかれましては、変更された基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、所管団体及び独立行政法人等への周知徹底を図っていただくようお願いします。

- (別紙1) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更
- (別紙2) 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示
- (別紙3) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
令和2年3月28日（令和3年9月9日変更）
- (別紙4) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（新旧対照表）

【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（総括班）
担当者：八重樫、阪本、栗栖、鈴木、清水、上田、岩熊、山根、倉本
TEL : 03-6257-1309
MAIL : reo.yaegashi.c8s@cas.go.jp
ryo.sakamoto.k5y@cas.go.jp
yoshitomo.kurisu.d3y@cas.go.jp
takayuki.suzuki.y7n@cas.go.jp
aki.shimizu.r5a@cas.go.jp
hiroaki.ueda.t4v@cas.go.jp
daichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp
kiyoshi.yamane.h7c@cas.go.jp
so.kuramoto.y3y@cas.go.jp

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更

令和3年9月9日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、令和3年4月23日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき期間を延長するとともに区域を変更することとし、令和3年9月13日から適用することとしたため、同条第3項の規定に基づき、報告する。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和3年4月25日（沖縄県については、同年5月23日、東京都については、同年7月12日、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府については、同年8月2日、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県については、同月20日、北海道、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県及び広島県については、同月27日）から9月30日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県の区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。